（ち）	
チモレートＰＦ点眼液0.25％	0.25％１mL
チモレートＰＦ点眼液0.5％	0.5％１mL
（は）	
パテルテープ20	7cm×10cm１枚
パテルテープ40	10cm×14cm１枚
（ひ）	
ヒーロンＶ0.6眼粘弾剤2.3％	2.3％0.6mL１筒
ヒーロン0.4眼粘弾剤１％	１％0.4mL１筒
ヒーロン0.6眼粘弾剤１％	１％0.6mL１筒
ヒーロン0.85眼粘弾剤１％	１％0.85mL１筒
（ふ）	
ファルチモ点眼液0.25	0.25％１mL
ファルチモ点眼液0.5	0.5％１mL
ブロキレートＰＦ点眼液１％	１％１mL
ブロキレートＰＦ点眼液２％	２％１mL
（み）	
ミタヤク点鼻液２％	190mg9.5mL１瓶
（り）	
リズモン点眼液0.25％	0.25％１mL
リズモン点眼液0.5％	0.5％１mL
リンベタＰＦ眼耳鼻科用液0.1％	0.1％１mL

○国土交通省告示第七百五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格）

(い)	(ろ)
（略）	
第一第七号に掲げる建築材料	ＪＩＳ　Ａ五三〇八（レディーミクストコンクリート）―二〇一四（回収骨材を使用するものを除く。）
（略）	

改正後

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格）

(い)	(ろ)
（略）	
第一第七号に掲げる建築材料	ＪＩＳ　Ａ五三〇八（レディーミクストコンクリート）―二〇一四
（略）	